

いばらきまちづくり通信

つどえ~る!

特集 景観法について



<つくばセンタービル>





< 水戸・弘道館 >

CONTENTS

< 古河・歴史博物館 >

<i><特集></i>	
景観法について	2-3

<**ホ町村探訪>** 「緑のまちづくり」(ひたちなか市) ~**緑豊かで公園のように美しい街を目指して**~ 4-5

<まちづくり団体の取り組み> ~こんなことやってます~ 日立のシンボル "さくら,, を活かしたまちづくり 「さくらのまちづくりを進める市民の会」 6-7

<まちづくりアラカルト> 催楽園公園パリアフリーマップについて 8-9

<街角レポート> 松が丘一丁目北町内会 (水戸市)の活動 ~違反広告物追放への取り組み~ 10

<情報スクラップ> 11-15

<お知らせコーナー> ~あなたのまわりの美しい景観を募集します~ 16 私たち日本人は,海外旅行が好きで,海外に出かける人は海外から日本に来る人の3倍以上になると言われています。海外旅行の魅力は,なんでしょうか。人それぞれかとは思いますが,都市の風景の統一感や風格など文化の成熟度といったものもその一つではないでしょうか。

日本では,これまで,公民館や美術館など次々に立派な建物をつくってきましたが,町全体を見渡したとき,海外旅行で感じたような風格を感じられるところは少ないようです。「ハコモノ」をバラバラに作っただけで,結果として筋書きのないまちづくりになっていなかったでしょうか。

今回の特集では,我が国で初めて景観についての総合的な法律となる「景観法」(年内に施行予定)をとりあげました。制定の背景には,国際的な観光客数の動向には,まちづくりの成熟度といった文化的なものが反映しているのではないかとの反省があるといわれています。

今後,調和のとれた魅力ある文化的風土をもった地域が ふえれば,国際的にも魅力的な日本になれるのではないで しょうか。そのために,景観法がツールとして活用されれ ば・・・。

> Vol 12 平成 16 年 3 月 25 日



特集 景観法(案)について

1 景観法とはどんな法律ですか。

景観法は,都市・農山漁村等における良好な 景観の形成を図るため,基本理念や国民・事業 者・行政の責務を明確にするとともに,景観計 画の策定など良好な景観を形成するための規制 の仕組み,税・財政上の支援措置などを講じた 我が国で初めての景観についての総合的な法律 です。

これまで景観の保全については,各自治体が制定した条例(平成15年3月末現在,447市町村,25都道府県が制定)により対応してきました。しかし,条例による対応では,届出に対して勧告までしかできない,税・財政上の支援措置等が十分でないなどの課題がありました。

景観法は、景観をめぐる訴訟の提起や、良好な景観により観光立国をめざす動き(「観光立国行動計画」や「美しい国づくり政策大綱」の策定)などを背景として、今国会で審議され、年内にも施行される予定となっています。

2 景観法の概要について

景観法では,指定都市・中核市・都道府県・ 知事の同意を得た市町村が(これらを景観行政 団体といいます),良好な景観を保全する必要 がある区域について,景観計画を定めることが できます。この景観計画の区域内では,景観を 保全するため,建築物等に対して届出・勧告に よる規制を行うとともに,地域景観のシンボル となる建造物や樹木を景観重要建造物・樹木と して指定・保全する制度,景観に配慮した公に 施設を整備する制度などを適用できるように なります。

都市計画に新たに「景観地区」が追加され(従来の「美観地区」は廃止),市町村は景観地区 を設定することにより,計画段階から建築物の 意匠等を規制できるようになります。 また、景観計画の提案制度、所有者に替わって景観重要施設を管理できる制度など住民やNPO法人が景観づくりに参加するシステムを取り入れています。

景観法に関連した税・財政上の支援措置として,「景観形成事業推進費」(良好な景観を整備し,地域の魅力を高め,観光客の誘致につながるような事業を補助する)の創設,景観重要建造物に対する相続税の減額措置などを講じています。

3 景観法への対応について

景観法は、「~しなければならない」という義 務規定ではなく、「することができる」という規 定になっていますので、各自治体に施行を義務 づけるのではなく、各自治体が地域の特色を生 かした自主的な取り組みを支援するツールとし ての性格を持っています。

景観法は、従来の景観条例の制度と比較して、強制力、財政上の支援などの面で多くのメリットをもっていますので、今後、身近な景観資源を生かした良好な景観づくりには、各市町村が景観行政団体となるなど、景観法を積極的に取り入れていくことが不可欠ではないかと考えられます。

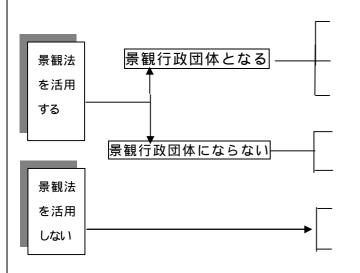
なお、現在、本県では、景観条例による景観への取り組みは、水戸市、阿見町の2市町だけであり、本県が豊かな景観資源に恵まれていることを考えると、景観への取り組みが少ない(全国の市町村の約1割で景観条例制定)状況になっております。



して指定。 に基づく都市景観重点地区と の関係を表現である。 のでは、1000円である。 のでは、1000円である。 のでは、1000円である。 のでは、1000円である。 のでは、1000円である。



景観法の制定により、今後、景観形成を図る手法として次のような対応が考えられます。



行政区域全体を対象に景観計画を定める 行政区域の一部を対象に景観計画を定める に併せて,景観地区,準景観地区を定める

景観地区を定める

地区計画区域内で建築物等の意匠を制限

県条例で対応する

独自条例,他の制度で対応する

各々のケースによる対応例は以下のとおりです。

行政区域全体を景観計画区域の対象とし,区域を幾つか分割して,届出対象の規模,基準 等を変える(全域で大規模行為を規制し,特定地域では小規模まで規制するなど) 行政区域の一部について景観計画を定め、区域内の規制規模や基準は統一する 景観計画の区域内の一部に景観地区を設定し、より強い強制力を持たせる。 都市計画区域外にある景観計画区域内の集落や温泉街などの景観を保全するため、準景観 地区を設定する。 特定の区域に限定して、計画段階での認定などにより建築物の形態意匠を規制 地区計画区域内でも,条例を制定することにより,建築物等の形態意匠を規制できる 現在の県条例に基づく大規模行為等の届出規制など従来の制度を活用していく 既存の独自条例や、伝統的建造物群保存地区制度などを活用する



TEL 029(301)4579 / FAX 029(301)4599 E-mail toshikei-gyousei@pref.ibarki.lg.jp

(編集委員M.I)